

## 電気式生ごみ処理器の購入費補助について

ごみの減量、資源化の推進を図るため、電気式生ごみ処理器の購入に対しての補助制度です。

### 1. 補助対象者

- ・湯沢町に住所を有する者（住民登録されている者）
- ・平成24年4月1日以降に購入する者
- ・家庭ごみの処理を目的とする個人に限ります。

### 2. 対象機器

- ・電気式生ごみ処理器であること
- ・生ごみを微生物による分解、又は乾燥による堆肥化の方法で減量する装置であること
- ・装置から有機物の流出や著しい異臭の発生など、設置場所の周辺環境へ悪影響を与えない構造の装置であること

### 3. 補助金額

- ・購入費の1/3で上限5万円とする。（補助金算出額の100円未満切り捨て）

### 4. 補助申請の手順

- ・購入後購入機器のパンフレット、見積書（原則）を添付し、補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）に必要事項を記入して申請する。
- ・交付決定後領収書原本を添付し、事業成績報告書（第5号様式）、事業実績書（第2号様式）、収支決算書（第3号様式）及び補助金請求書を提出する。

担当：湯沢町 環境農林課

TEL 788-0291